

|          |          |  |
|----------|----------|--|
| 提出<br>順番 | No.<br>8 | 平成 27 年 11 月 26 日<br>午前・午後 10 時 00 分受領 |
|----------|----------|--|

平成 27 年 11 月 26 日

幕別町議会議長 芳瀬 仁様

幕別町議會議員 谷口和彌



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項                  | 質問の要旨  |
|-----------------------|--|
| 長寿社会を安心して迎えられる町となるために | <p>2014 年 6 月、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に向け、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の整備等を行う」ことを趣旨とした「医療・介護総合確保推進法」が公布された。介護保険法関係は 2015 年 4 月以降、順次施行がされてきている。介護保険制度の改正としては、「医療と介護の連携強化」「認知症施策の推進」「介護予防と一体的な生活支援サービスの提供」「費用負担の公平化」などが行われ、これまでにも数度にわたって介護保険制度の改正が実施してきたが、今回は 2000 年の制度創設以来かつてない大きな改正となっている。</p> <p>幕別町においても「幕別町第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(2015~2017 年度) が策定され、今年 4 月から実施されている。今後幕別町がどのような長寿福祉社会像を策定し実現していくのか、自治体の権限・裁量が大きくなっている中で、自治体としての力量が問われることになっている。</p> <p>ついては、以下の点について伺う。</p> <p>① 利用者負担段階の「第 1 段階～第 3 段階」に該当する人への負担軽減制度である補足給付の見直しが、今年 8 月から実施された。幕別町は介護保険 3 施設等の利用者に対し、「介護保険負担限度額申請書」の提出を求め、その中で申請者に「銀行等」への残高等の調査を承認する「同意書」の記載を求めている。幕別町は認定にあたり、残高等の調査をどのように実施しているのか伺う。</p> |

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

| 質問事項                  | 質問の要旨   |
|-----------------------|---|
| ファイターズ応援大使の取組で最大限の効果を | <p>② 一定以上の所得のある利用者のサービス利用負担割合が、今年8月より1割から2割負担となった。「高額介護サービス費」の支給制度があるにしても、負担増を理由に本来必要なサービスの利用中止や利用回数の調整が行われることが危惧されるところである。負担増となった利用者の利用状況について伺う。</p> <p>③ 「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されている「総合事業」は、幕別町では2017年度からの実施を予定している。残すところ1年と少しとなつたが、実施に向けての基盤整備等の進捗状況について伺う。</p> <p>プロ野球北海道日本ハムファイターズは、北海道179市町村を地域の住民との交流を図りながらまちづくり・まちおこしに寄与していく取り組みとして、毎年18市町村に「応援大使」となる選手を任命している。この取り組みは2013年から10年間かけて全市町村に任命する計画で、これまで十勝管内では5町が応援大使派遣を受けてきた。2016年は幕別町が応援大使派遣市町村に選ばれ、2人の選手が任命された。「応援大使」には1月1日からの1年間の期限で幕別町を応援してもらえることとなり、幕別町のポスター・広報誌・ホームページ・ブログ掲載に起用ができたり、特産品等のプロモーションやイベント・行事に協力してもらいうといったことが可能となる。また球団が認可するものには肖像権を無償で使用できるとされている。</p> <p>幕別町の「応援大使」の一人が実力・人気の両面でファンに限らずたいへん注目を浴びている選手であることなどもあり、幕別町が「応援大使」の取り組みを存分に活用することができたなら、様々な面で幕別町の振興に大きな効果・影響があるものと予想される。</p> <p>幕別町がこの取り組みをどのように活用していくと考えているか伺う。</p> |